

広島県告示第百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十五年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三篠会診療所	呉市郷原町二三八〇番地	平成二四年二月一日
三篠会診療所（歯科）	呉市郷原町二三八〇番地	平成二四年二月一日
ひさゆき耳鼻咽喉科 アレルギー科	三次市南畑敷町三三〇番地一	平成二四年二月一日
いのうえ内科	山県郡北広島町壬生一四四番地一	平成二四年二月一日
木村耳鼻咽喉科アレル ギー科	三原市宮浦六丁目三番二八号	平成二四年二月一日
あわや薬局	三次市粟屋町一七三一番地	平成二五年一月一日
マイクリニック	東広島市八本松東三丁目三一番二六号	平成二四年二月一日
あおば歯科クリニック	廿日市市福面二丁目七番二三号	平成二五年一月七日